

3月7日の本会議において、総務常任委員会に付託された議案第2号から議案第7号まで、議案第14号、議案第15号、および議案第33号から議案第37号まで、の13議案について、3月17日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、

関係するものとして10件の条例が挙げられているが、漏れているものはないのかとの質疑に対し、

機械上で検索してヒットしたのがこの10件のみとなりますので漏れはないです、との答弁でした。

議案第3号 湖南省個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

「住登外者の情報の管理に関する事務」とは具体的にどのようなものかとの質疑に対し、

法律の制定により、転出して湖南省に住民登録がない住登外者のマイナンバーを活用する機能が設けられることとなり、その機能を扱う事務となります、との答弁でした。

議案第4号 湖南省職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

「仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる」とあるが、具体的な事例はとの質疑に対し、

職員が40歳に達した日の属する年度において、当該制度を周知することとなりますが、研修の実施や相談体制の整備を行っていく予定です、との答弁でした。

また、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」へ変更することだが、現時点で対象となる職員は何人いるのかとの質疑に対しては、

小学校就学前の子を持つ正職員は、出産予定を含めて55名です、との答弁でした。

議案第5号 湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び湖南省特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、将来的にこの条例の名称変更を行う考えはとの質疑に対し、考えておりません、との答弁でした。

議案第6号 湖南省職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、

現在、「地域手当」は存置されているのかとの質疑に対し、従来2%となっており、今回3%に改定させていただくものです、との答弁でした。

また、「任期付職員」の「期末手当」を、「期末手当」と「勤勉手当」に分けたということで、人事考課において反映させていくという意図かとの質疑に対しては、

人事考課を反映させるための改定です、との答弁でした。

議案第7号 湖南省国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、

加入者減の理由はとの質疑に対し、

若い世代が社会保険に異動していることも要因ですが、いちばん大きな理由は団塊の世代の方が後期高齢に移行していることです、との答弁でした。

また、税の未納者への対応はとの質疑に対し、

納めることが難しい方については、状況確認を行い、経済状況に沿った形で納付計画を立ててもらっています。生活が困窮している、病気などの場合は相談に応じています、との答弁でした。

さらに、国保税の県内統一でどの市町も額が上がることになる。統一化については先行して大阪府と奈良県で実施されているが、何か情報は入ってきているのかとの質疑に対しては、

大阪府や奈良県の状況等は把握していないが、全国的に取り組みを進めている自治体の状況を調べると、大きく上げている自治体が非常に多くあります。湖南省においては額の設定にあたって急激な変化はできないということで基金との調整を行いました、との答弁でした。

議案第14号 湖南省消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、

質疑はありませんでした。

議案第15号 湖南省非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
質疑はありませんでした。

議案第33号 住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法を定めることについて、

開発が完了してから住居表示を実施するとのことだが、住民に対して事前にアナウンスはできないのかとの質疑に対し、

当該区域においては、今年2月に住民への説明会を行い、来年2月の実施予定を伝えさせてもらっています。今後においても、地元、地域と連携を密にして実施していきます、との答弁でした。

議案第34号～37号 契約の締結について、

空調機器の整備に際し、なぜ都市ガスでなく、LPガスを採用しているのかとの質疑に対し、

災害時においても電気や都市ガス管の復旧に要する日数に関わりなく、空調機器の運転を比較的容易に継続できるため、その仕様とさせてもらっています、との答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第2号・議案第3号・議案第4号・議案第5号・議案第6号・議案第14号・議案第15号・議案第34号から37号まで、については、全員賛成で「原案どおり可決すべきもの」と決定しました。

また議案第7号については、賛成多数で「原案どおり可決すべきもの」と決定しました。